

国立大学法人京都教育大学教職員の懲戒等処分の手続に関する規程

平成16年4月1日 制 定

(目的等)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)
第12条(降任)、第22条(解雇)及び第37条(懲戒)に定める処分(以下「懲戒等処分」という。)の手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学教員の懲戒等処分の手続については、国立大学法人京都教育大学教員の人事等に関する特例規程の定めるところによる。

(懲戒等処分の審査)

第2条 学長は、懲戒等処分を行おうとするときは、役員会の審査の結果に基づいて行わなければならない。

(懲戒等処分の議決)

第3条 役員会において懲戒等処분을議決するには、全構成員が出席し、全員一致をもって決しなければならない。この場合において、役員会が審査につき特別の利害関係を有すると認めた役員は、除くものとする。

(審査説明書の交付)

第4条 役員会は、前条の審査を行うにあたっては、その教職員に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(陳述の機会の付与)

第5条 役員会は、審査を受ける教職員が前項の説明書を受理した後14日以内に請求した場合には、その者に対して、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

(陳述の請求)

第6条 審査を受ける教職員が、前条の規定により陳述する機会を請求する場合には、陳述請求書により行わなければならない。

2 陳述請求書には、資料を添付することができる。

(通 知)

第7条 役員会は、陳述請求書を受理したときは、陳述の期日その他必要な事項を、当該期日の少なくとも7日前までに陳述を請求する者(以下「請求者」という。)に書面で通知しなければならない。

(口頭陳述)

第8条 口頭で陳述する場合には、請求者は、役員会が定める日時に出頭しなければならない。

2 前項の日時に正当な理由なく出頭せず、又は出頭していても陳述をしない場合には、陳述の請求を取り下げたものとみなす。

3 病気その他やむを得ない理由で第1項の日時に出席することができない場合には、その理由を証明する書類を添付した理由書を提出しなければならない。

(書面陳述)

第9条 書面で陳述する場合には、請求者は、役員会が定める日までに陳述書を提出しな

なければならない。

2 前項の日までに正当な理由なく陳述書を提出しなかった場合には、前条第2項の規定を準用する。

3 病気その他やむを得ない理由で第1項の日までに陳述書を提出することができない場合には、前条第3項の規定を準用する。

(調査委員会の設置)

第10条 役員会は、必要があると認めるときは、調査委員会を設置して、処分しようとする事案に係る事実認定及び処分事由該当性について審理を行わせることができる。この場合において、第4条から前条までに定める事項の処理は、調査委員会が行うものとする。

(調査委員会の構成)

第11条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 学長が指名する理事

二 学長が指名する教職員 若干名（過半数労働組合が推薦するものを含む。）

2 前項のほか調査委員会には、学長が指名する経営協議会委員及び学外の専門家（弁護士）を特別委員として加えることができるものとする。

3 調査委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

(調査委員会の責務等)

第12条 調査委員会は、公平・中立性を維持し、審理を行わなければならない。

2 調査委員会は、審理を行うにあたっては、審理の対象となる者又はその代理人に十分な反論の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は必要があると認めるときは、審理の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて調査することができる。

4 調査委員会は、審理の結果に基づき、当該事案に係る事実認定及び処分事由該当性についての報告書を作成し、役員会に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、調査委員会に関する事項は、役員会の承認を得て調査委員会が定める。

(準 用)

第13条 この規程は、国立大学法人京都教育大学非常勤職員就業規則第11条及び第22条の規定に基づく懲戒等処分に準用する。

(雑 則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、役員会の議に基づき学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。